

生徒指導上の留意事項

1 カバン内などの所持品検査

～校内一斉所持品検査等での留意事項～

(1) 「令状主義」⇔ 憲法35条

「何人も、その住居、書類及び所持品について、搜索及び押収を受けることの権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。」

※学校でも生徒（保護者）の同意がなければ持ち物を探したり、取り上げたりすることはできない → 生徒自身が提出する。

※第33条には、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状がなければ、逮捕されない。」とある。

(2) 「緊急避難」⇔ 法律で禁じられているものを一時預かる。

例としては、煙草、酒類、薬物、ライター、などの危険物や校則に違反しているもの。バイク免許証は預かれない。

◆生徒（保護者）の同意の上で、相応の説諭や指導での対応。

◆学校は社会に出るための訓練の場としてとらえる。

2 校内での盗難発生対応

【事件発生】教室内での金銭や物品盗難

(1) 学校には捜査権はなく、捜査のノウハウもないとの認識。

- ・ 伝聞証拠や推測程度が多く、客観的証拠の裏付けがない。
- ・ 誤った調査は人権侵害になる ⇔ 噂で行動しない。

- (2) 携帯電話のメモリーカード紛失事件で担任教諭が生徒の指紋採取を行った、疑う言葉をかける ⇒ 行き過ぎた行為
- (3) 「**学校には調査義務**」がある。「**いじめ防止対策推進法28条**」
→ 学校の調査能力には限界があることを前提にしながらも、教育的立場の事実調査(子どもや保護者への説明・理解)。

- ◆ **アンケート調査**を行う。盗難発生時の動向の把握
- ◆ **面接調査を複数で平等**に行う。出席簿の点検と動向確認
- ◎ 人権や子どもと教員の信頼関係を尊重しつつ進める。
- ◎ 被害子どものケアを行う・・・養護教諭等との複数で当たる。
- ◎ 加害者が生徒である場合・・・叱責するのではなく、諭す。

3 二つの出席停止

- (1) **感染症予防** 「校長は、感染症にかかっており、あるいはかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」(学校保健安全法19条)。

◎ **校長に決定権限**があり、義務教育の場合は当該児童生徒の保護者が指示対象者で、校長が感染症予防の理由と期間を明らかにする。(当該教育委員会と協議することがベスト)

◎ 感染症が発生したり、または流行したりするおそれがある場合、「**学校の設置者**は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」(学校保健安全法20条)とある。

- ① 特に予防すべき伝染病の種類は、学校保健安全法施行規則18条に示されており、医学的特性により第1種から第3種に分けられている。
- ② 閉鎖を行う際の状況、閉鎖期間の長短に関する基準を画一的に決定することは難しい。

③保健主事や養護教諭等が中心となり、発生状況や流行状況を迅速に把握して校長に報告する。

④校長の指示の下で学校医や教育委員会を通して、地域の公衆衛生機関との連絡を密接に行い、時機を失することなく閉鎖を決断する。児童生徒は**出席停止の措置**となる。

※2009年に「学校保健法」の改正があり、「学校保健安全法」に改称された。それに伴い「伝染病」は「感染症」と改称になった。

(2) **性行不良** この制度は「本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている」

(文部科学省初等中等局通知)

◎市町村教育委員会に**決定権限**があり、義務教育の場合は当該児童生徒の保護者が指示対象者となる。

「市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その**保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる**」(学校教育法35条)。

①他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

②職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

③施設又は設備を損壊する行為

④授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

※法的に「性行不良」とは、①～④の行為の**二つ以上を繰り返し行う場合をいう**。

なお、学校教育法35条の二項には「市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記

載した文書を交付しなければならない」と、市町村の教育委員会に義務付けられている。

※性行不良による出席停止の措置は、義務教育を受ける権利と対峙することから学校教育法35条四項において「市町村教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする」と規定している。

4 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」

(文部科学省通知)

- (1) 市町村教育委員会及び学校は、制度の趣旨を十分に理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細やかな教育相談を行う。
- (2) **学校の指導によっても改善が見られない場合は、市町村教育委員会はためらわず出席停止措置をとることを検討する。**
- (3) 制度運用においては、教員や学校が孤立することがないように、教職員・教育委員会・地域による必要な支援が行われるよう十分配慮する。

※義務教育であることから出席停止期間であっても、学習に対する支援や学校教育活動を計画的・定期的に伝達するなどの教育上必要な手立てを講ずることは問題行動を起こした**児童生徒の更正のため**にも必要である。

※「教育」の文字の通り、問題行動を起こした児童生徒であっても**当該学校の児童生徒**には変わりがないので「チーム学校」の体制を堅持して、集団生活を営むためにはルールが必要なこと等の道徳教育を中心として具体的に「教え、育む」ことが大切である。⇒ **自己存在感の醸成**

【知っておきたい語句 **SDGs**】

「SDGs」(Sustainable Development Goals)

- 「エズ・ディ・ジーズ」と発音し、『**持続可能な開発目標**』のこと。2015（平成27）年9月に国連で採択された国際的な開発目標。⇒ 2030年度までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で17のゴール、169のターゲット、232の指標が示されている。
- **教育のリーダーに必要なものは、教養と経験知に裏付けされた見識（教育哲学・教育理念）である。**
「SDG」とは、「**誰一人取り残さない社会の実現**」を国際社会全体で目指していくこととしている。
- 学校で取り組む意義は「次世代を担う子どもたちが自らの問題として認識し、実践することが持続可能な社会の実現につながるからからである。」
- 「一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手となるようにする**ことが求められる。」 **【学習指導要領】**